

## 倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年4月14日(水) 午前9時59分から午前10時28分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地  
倉敷市役所10階大会議室
- 3 出席委員 21人  
会長 1番 吉田 幸夫 委員  
会長代理 5番 田邊 洋樹 委員  
会長代理 21番 白神 勇 委員  
委員  
2番 香西 英雄 委員 3番 中野 恒夫 委員 4番 松本 一夫 委員  
6番 武本 章吾 委員 7番 山本 義弘 委員 8番 山地 康弘 委員  
9番 野口 國治 委員 11番 高橋 英和 委員 12番 藤原 正美 委員  
13番 難波 明朗 委員 14番 平井 正敏 委員 15番 中西 公仁 委員  
16番 藤原 安信 委員 17番 矢野 秀典 委員 18番 片岡 泰助 委員  
19番 石井 雄一 委員 23番 難波 朋裕 委員 24番 小山 智子 委員
- 4 欠席委員 2人  
20番 出口 哲士 委員 22番 井上 保邦 委員
- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員  
5番 田邊 洋樹 委員 8番 山地 康弘 委員 9番 野口 國治 委員  
14番 平井 正敏 委員
- 6 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第6号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

追加議案第1号 倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について

#### 7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 吉井 正二      事務局課長主幹 富山 典子      事務局主幹 塩見 雅子  
事務局主幹 日下部 啓司      事務局主幹 成田 裕次      事務局主任 小山 八穂子  
事務局主任 大橋 浩直

#### 8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

(開会 午前9時59分)

事務局  
吉井副参事

皆様おはようございます。  
定刻前ですが、ただ今から4月の総会を始めたいと思います。  
総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いします。

吉田会長  
(以下「議長」)

ただ今から、令和3年4月の総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は21名です。  
在任する委員23名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。  
皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。それでは、これより議事に入ります。  
まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。  
倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

それでは、議席番号2番香西英雄委員と議席番号3番中野恒夫委員を指名いたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の塩見主幹と、成田主幹を指名いたします。  
以上で議事日程第1を終わります。  
続きまして、議案審議に入ります。  
総会議案の1頁をお開きください。  
議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。  
おそれいります、山地委員に関係する案件があります。  
農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(山地委員退席)

事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】

小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。  
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から4頁にかけて18件の申請がありました。  
権利の種類の内訳は、貸借権設定が1件、所有権移転が17件です。  
それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から18番について調査票をもとに説明】

まず1番と2番について、いずれも前回保留の案件ですが、このたび倉敷東地区協議会に譲受人をお招きし、ご事情をお伺いしました。  
その後ご審議したところ、聴取内容を精査するため引き続き保留、との

ご意見でした。

次に3番について、こちらも前回保留の案件ですが、令和3年4月6日付けで申請取り下げ書が提出されました。

また、11番については、令和3年4月12日付けで申請取り下げ書が提出されました。

その他は特に問題となる案件はありませんでした。

今回の案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、1番、2番は引き続き保留、3番、11番は取り下げ、その他の14件については、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の18件ですが、1番、2番は保留、3番、11番は取下げ、残す14件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1番、2番は保留、3番、11番は取下げ残す14件については、許可と決定いたします。

事務局、山地 委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた 山地 委員に報告いたします。

1番、2番は保留、3番、11番は取下げ、残す14件については許可と決定されましたことを報告いたします。

続きまして、5頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

吉井です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、5頁に3件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました3件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた3件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

この3件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の3件は、許可

意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということですので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の3件は許可、と決定します。  
続きまして、6頁をご覧ください。  
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】  
吉井です。説明させていただきます。  
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、6頁から8頁にかけて10件の申請がございました。  
次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】  
今回申請のありました10件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた10件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。  
この10件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の10件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議長 異議なしということですので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から10番について 許可、と決定します。  
続きまして、9頁をご覧ください。  
議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題にします。  
事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」の説明】  
小山です。それでは説明させていただきます。  
議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、9頁に1件の申請がありました。前回保留の案件です。  
前回総会において、双方の意見聴取内容を整理し精査する必要があるため保留、となっております。  
この度、双方の主張と事実関係についてとりまとめ、玉島地区協議会でご検討いただきました。双方の主張と事実関係についてはお手元の資料をご覧ください。  
賃貸借契約について、賃借料の支払い状況について及び本件農地の耕作状況につき

ましては、双方とも概ね主張は一致しておりました。

今回の案件について玉島地区協議会でご審議いただきましたが、農地法第18条第2項の各号に該当するか改めて検討し、処分内容について関係機関と協議する必要があるため保留、とのご意見でした。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明がありましたが、農地法第18条の規定による許可申請は、引き続き保留とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 **【異議なしの声】**

議長 異議なしということですので、議案第4号は保留とします。

続きまして、10頁をご覧ください。

議案第5号「農用地 利用集積計画について」を議題とします。

おそれいます、田邊委員、山地委員、野口委員、平井委員に係る案件があります。

農業委員会等に関する法律第31条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。

(田邊委員、山地委員、野口委員、平井委員退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 **【議案第5号「農用地利用集積計画について」の説明】**

塩見でございます。それでは説明をさせていただきます。

議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、10頁から28頁にかけて101件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。

利用権の種類の内訳は、賃貸借が26件、使用貸借が74件、所有権移転が1件でございます。

また、所有権移転の案件を除き、利用期間の更新は43件、更新切れを含む新規は57件でございます。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地所有適格法人によるものが18件、JA晴れの国岡山によるものが1件、その他は個人でございます。

借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。

次に、28頁の所有権移転1番についてご説明させていただきます。

本件は農地中間管理機構が行う農地売買事業による所有権移転でございます。

この農地売買事業は、農地中間管理機構が離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする担い手農家へ農地の売渡しを行うものです。

本件も農地中間管理機構が所有権を取得した後、担い手農家へ売渡しを行う予定です。

議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、101件とも承認が相当と判断します。

なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますので、議案第5号は、全件承認といたします。事務局、4名の委員に入室するように伝えてください。

(入室)

退室されていた4名の委員に報告いたします。

議案第5号は、全件承認されましたことを報告いたします。

続きまして、29頁をご覧ください。

議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」の説明】

吉井です。説明させていただきます。

議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、29頁に1件の申請がありました。

平成21年7月2日付けで、自己住宅として転用許可を受けていましたが、転用事業者が変更になったため、事業計画変更承認申請書が提出されました。

このことについて倉敷西地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明がありました。議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」の1件は、承認意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

各委員 【異議なしの声】

議 長 異議なしということでございますので、議案第6号の1件を承認と決定します。続きまして、30頁をご覧ください。

議案第7号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」を議題にします。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第7号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」の説明】

小山です。それでは説明させていただきます。

議案第7号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」でございますが、30頁に2件の申請がありました。

「特定農地貸付」とは地方公共団体や農協および個人が行う農地の貸付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」(以下法といいます。)第2条各号の要件を満たすものをいいます。その内容としましては、

- (1) 一区画が10アール未満の貸付であること。
- (2) 営利目的でない農作物の栽培の用に供するための農地貸付であること。
- (3) 5年を超えない貸付けであること。
- (4) 相当数の者を対象に一定の条件で貸付を行うものであること。
- (5) 個人所有の農地をその所有者が貸し付ける場合は、市町村と貸付協定を結んでいること。

が条件となります。

本件は(1)から(5)の要件は満たしており特定農地貸付けに該当します。

これらの要件を満たす場合は農業委員会の承認を受けて貸付けを行うことになり、農業委員会は承認申請が提出された場合、法第3条第3項各号の4つの要件に該当すると認められるときは、承認することとなります。

4つの要件とは、

- (1) 特定農地貸付けの用に供する農地が、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。→1区画が10a未満
- (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が、公平かつ適正なものであること。→一般公募等
- (3) 貸付期間その他の条件、適切な利用を確保するための方法等が、特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。→5年以内
- (4) 特定農地貸付けの用に供される農地に所有権以外の権限に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。→所有権に基づく申請

以上4つの観点からご審議いただきます。

本件農地は、いずれも農業振興地域内の農用地に該当し、30頁に区画割を示した図がございますが、利用計画としては、いずれも縦に通用路を確保し左右に5つずつ、全体を10区画に分けて使用するもので、1区画の面積は20㎡(5m×4m)となっております。

31頁と32頁の特定農地貸付規程には、第4(貸付条件)の貸付期間は1年間、第5(募集の方法)は、チラシ、掲示等による一般公募、第7(選考の方法)は申込をした者の中から借受者を決定、とあります。

また、本件農地はいずれも所有者の自作地で貸借の対象とはなっていません。

以上のことから、法第3条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

玉島地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認との事でした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

事務局の説明がありましたが、議案第7号「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について」の1件は、承認意見とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。

難波明朗委員

貸付農園には駐車場が必要ではないのか。開設要件はないのか。

事務局塩見

特定貸付するにあたり駐車場整備の規定はございませんので、許可には支障がございません。

藤原安信委員

今回の貸付農園は近隣に既に農園があつて駐車場も確保されている。

各委員

【異議なしの声】



議 長

異議なしということでございますので、議案第7号の1件を承認と決定します。審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。報告第1号から、報告第4号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。

事務局

【報告第1号から第4号について報告・説明】

日下部です。報告いたします。

33頁をお開きください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、33頁から41頁にかけて26件の届出がありました。

本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。

次に42頁をお開きください。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、42頁から45頁にかけて15件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に46頁をお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、46頁から55頁にかけて46件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

次に56頁をお開きください。

報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが56頁から57頁にかけて11件の通知が農業委員会に提出されました。

以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。

報告案件については以上です。

ご確認のうえ、ご了承願います。

議 長

事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。

各委員

【質問なしの声】

議 長

ご質問がないようですので、報告第1号から報告第4号については、すべて確認、了承いただきました。

次に追加議案をご覧ください。

追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。追加議案の1頁をご覧ください。

これについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

塩見でございます。それではご説明いたします。

追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」でございますが、1名の農地利用最適化推進委員の委嘱についてご承認をお願いするものです。

提案理由でございますが、倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員(以下、「推進委員」という。)の辞職により、欠員となった倉敷西2地区の推進委員を新たに委

嘱する必要があるため、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により提案するものでございます。

募集は令和3年3月11日から4月9日まで行い、1名の推薦がございました。

候補者の評価につきましては本日（4月14日）倉敷市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、候補者を決定いたしました。

議案にありますとおり、永瀬直文氏を推進委員として委嘱するにあたりご承認をお願いするものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

事務局から説明がありましたが、追加議案第1号「倉敷市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱について」承認することに、ご異議ございませんか。

各委員

【異議なしの声】

事務局

異議なしということでございますので、追加議案第1号を承認することを決定します。

事務局から何かありますか。

事務局

【事務局から連絡事項を伝える】

吉井副参事

事務局から連絡事項をお伝えします。

（次回総会及び年次総会の日程案内など連絡）

以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。

皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。

次回総会は5月12日（水）です。

ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、これにて散会いたします。

（閉会 午前10時28分）

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和3年4月14日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員